

寄附金領収書

埼玉県さいたま市桜区下大久保255
埼玉大学内埼玉大学同窓会事務局

埼玉大学同窓会 様

寄附金額 金 800,000 円

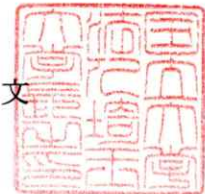
上記のとおり寄附金（埼玉大学修学サポート基金）を受領しました。

令和3年9月8日

埼玉県さいたま市桜区下大久保255

国立大学法人 埼玉大学長

坂井 貴文



上記の金額は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するものであり、所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。

また、租税特別措置法施行令第26条の28の2第2項第1号に掲げる「公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除」の対象となる法人に対する寄附金であり、且つ、租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項に規定する学生等に対する修学の支援のための事業に充てられる寄附金に該当するため、寄附金控除の申告にあたっては所得控除または税額控除のいずれかを選択することができます。

(注) 1. 上記の措置を受けるための申告時の添付書類として、この領収書が必要となりますので、大切に保管してください。また、寄附金控除における税額控除を選択される場合は、同封の、本学が税額控除対象法人であることの証明書の写しが、併せて必要となります。

2. この寄附金を寄附金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村に寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署）へ申告することにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

なお、個人住民税の寄附金控除制度の実施に伴い、都道府県・市区町村からの協力要請に基づき、個人寄附者の名簿（寄附者名簿：お名前、ご住所、寄附金額、本学領収日）を協力要請のあった都道府県・市区町村へ提出させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。